

公 示

次のとおり企画提案競技（企画コンペ方式）の募集を行います。

令和 7 年 4 月 3 0 日

収支等命令者

佐賀県地域交流部多文化共生さが推進課長

西浦 聡子

1 業務内容

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和 7 年度「中国貴州省青年交流事業」委託業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙「仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県地域交流部多文化共生さが推進課が指定する場所 |

2 参加資格に関する事項

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 本業務と同種又は類似の業務について、過去 3 年間に完了した実績を 3 件以上有すること。

3 募集方法

- (1) 県ホームページによる募集
サイト内に企画コンペを実施する旨の公示を掲載する。

4 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）、実績書（様式第3号）及び会社概要（パンフレットで可）を tabunkasagasuishin@pref.saga.lg.jp 宛に提出するとともに到着確認のため 0952-25-7328 まで連絡すること。

- (1) 提出期限 令和7年5月12日（月）午後5時まで
- (2) 参加資格の確認結果は、令和7年5月16日（金）までに通知する。

5 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記メールアドレス（tabunkasagasuishin@pref.saga.lg.jp）宛に提出するとともに到着確認のため上記電話番号まで連絡すること。

- (1) 提案書の内容は、別紙のとおりとする。
- (2) 提出期限 令和7年5月26日（月）午後5時まで

6 審査会について

- (1) 日時 令和7年5月27日（火）午前10時～
- (2) 場所 佐賀県庁地域交流部
（佐賀市城内一丁目1番59号佐賀県庁新館7階）
- (3) 審査項目
 - ア 目的との整合性
 - イ 内容の妥当性
 - ウ 企画内容の新規性・創造性
 - エ 総合的な評価
 - オ ツアーの実績
 - カ 経費の妥当性
- (4) 審査方法 提出された書面により審査を行う。

7 結果の通知

令和7年5月30日（金）までに、書面によりすべての参加者に対し通知する。

8 評価に関する事項

- (1) 評価基準（配点入り）は別紙のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

9 その他

- (1) 契約保証金
 - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
 - ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有してお

り、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本企画コンペ手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) 企画コンペ手続の中止

次のア又はイのいずれかに該当する場合は、本企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容の新規性・創造性が高い者を最優秀提案者とする。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない

(7) その他

- ア 企画コンペについての問い合わせは、メールで受け付けます。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員にお知らせします。
- イ 提出された関係書類等については、返却しません。